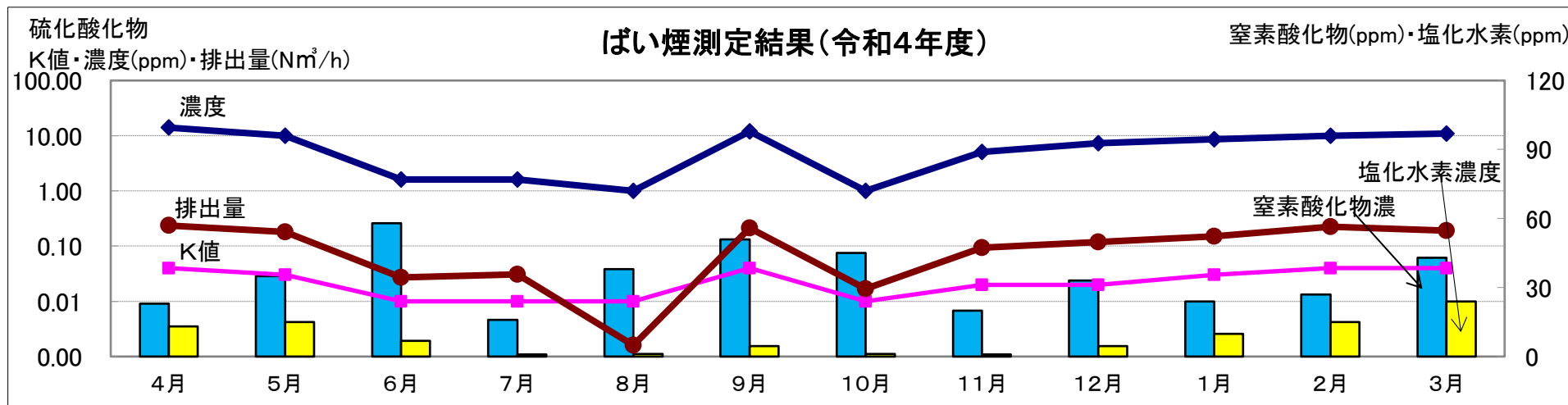


ごみ焼却施設 ばい煙測定結果 (令和5年4月～令和6年3月)

項目	単位	測定結果													組合基準値	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
硫黄酸化物	K 値	0.04	0.03	0.01	0.01	0.01	0.04	<0.01	0.02	0.02	0.03	0.04	0.04	1.0以下	公害防止協定	
	濃度(参考)	ppm	14	10	1.6	1.6	1.0	12	<1.0	5.1	7.3	8.6	10	11	—	() 内は、硫黄酸化物の規制基準「K値=1.0」に対する許容濃度の許容排出量換算値である。
	排出量(参考)	Nm ³ /h	0.236 (5.4)	0.179 (5.5)	0.027 (5.3)	0.031 (5.6)	0.0016 (5.4)	0.211 (5.4)	<0.017 (5.7)	0.093 (5.5)	0.119 (5.3)	0.151 (5.5)	0.225 (5.7)	0.191 (5.4)	—	
塩化水素濃度 (O ₂ :12%換算)	ppm	13	15	6.8	0.98	1.2	4.5	1.1	1.0	4.5	9.8	15	24	1時間値 50ppm以下	公害防止協定	
窒素酸化物濃度 (O ₂ :12%換算)	ppm	23	35	58	16	38	51	45	20	33	24	27	43	1時間値120ppm以下	〃	
ばいじん濃度 (O ₂ :12%換算)	g/Nm ³	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1時間値0.02g/Nm ³ 以下	〃	



基準値比較

項目	国基準値	組合基準値
硫黄酸化物	K値=1.75 濃度(140ppm)	K値=1.0 濃度(80ppm)
塩化水素濃度	430 ppm	50 ppm
窒素酸化物濃度	250 ppm	120 ppm
ばいじん濃度	0.15 g/Nm ³	0.02 g/Nm ³

ごみ焼却施設 ダイオキシン類濃度測定結果

項目	単位	採取日	測定結果	規制基準	備考	
排ガス中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	1号炉	R5. 8. 1	0.17	5	ダイオキシン類特別措置法適用(H14.12.1～)基準
			R5. 12. 1	0.18		
		2号炉	R5. 6. 13	0.12		
			R6. 1. 9	0.27		
集じん灰中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	—	R5. 6. 13	0.14	3	〃
焼却灰中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	1号炉	R5. 8. 1	0.014	3	〃
		2号炉	R5. 6. 13	0.0074		

- K値は、地域ごとに定められ、各施設の煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法に定められた定数
- m³Nは標準状態(0℃、1,013hpa)における1m³の気体の体積である。
- ppmは10万分の1を示す単位で、気体ではcm³/m³の割合である。
- 測定日については、焼却炉運転開始日から2週～6週の間で測定。

※ TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

※ ng(ナノグラム)は10億分の1グラムである。

※ pg(ピコグラム)は1兆分の1グラムである。